

改正情報

(2026 年 10 月 1 日)

2026年度の制度改正等のうち、主な項目は次の通りです。

ライフプランニングと資金計画

<国民年金保険料の改正>

■国民年金保険料の改正（2026 年 4 月より）

□改正前：2025 年度（令和 6 年度）の保険料月額 17,510 円

□改正後：2026 年度（令和 7 年度）の保険料月額 17,920 円

<厚生年金保険の定額部分>

■老齢厚生年金の定額部分の単価の改正（2026 年 4 月より）

		改正前	改正後
定額部分	昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれ	1,734 円	1,766 円
	昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ	1,729 円	1,761 円

<2026 年度の年金額>

2026 年度の年金額は次のとおり（2026 年 4 月より）。

		2026年度（令和8年度）
老 齢 基 礎 年 金（満 額）		847,300円（※1）
2 級 障 害 基 礎 年 金		844,900円（※2）
遺 族 基 礎 年 金		
1 級 障 害 基 礎 年 金		1,059,125円（※1） 1,056,125円（※2）
障 害 ・ 遺 族 基 礎 年 金 の 子 の 加 算 額 （第1子・第2子）		243,800円
同、子の加算額 （第3子以降）		81,300円
加給年金額	① 配偶者 （昭和18年4月2日以後生まれ）	423,700円 （特別加算179,900円含む）
	② 第1子、第2子	243,800円
	③ 第3子以降	81,300円
3 級 障 害 厚 生 年 金 の 最 低 保 障 額		635,500円（※1） 633,700円（※2）
中 高 齢 寡 婦 加 算 額		635,500円

（※1）昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれ ／ （※2）昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ

<年金生活者支援給付金の改正>（2026 年 4 月より）

■老齢年金生活者・遺族年金生活者の給付額

□改正前：基準額 5,450 円（月額）

□改正後：基準額 5,620 円（月額）

■障害年金生活者の給付額

□改正前 : 基準額 1級 6,813 円 (月額)・2級 5,450 円 (月額)

□改正後 : 基準額 1級 7,025 円 (月額)・2級 5,620 円 (月額)

＜在職老齢厚生年金の支給停止調整額の改正＞ (2026 年 4 月より)

■支給停止となる在職老齢厚生年金が改正された。

□改正前 : 総報酬月額相当額と基本月額の合計が 51 万円を超えると、超える額の 2 分の 1 が支給停止される。

□改正後 : 総報酬月額相当額と基本月額の合計が 65 万円を超えると、超える額の 2 分の 1 が支給停止される。

＜離婚時の年金分割の請求期限の改正＞ (2026 年 4 月より)

■離婚時の年金分割の請求期限が改正された。

□改正前 : 2026 年 4 月 1 日前に離婚した場合は、離婚した日の翌日から起算して 2 年以内。

□改正後 : 2026 年 4 月 1 日以後に離婚した場合には、離婚した日の翌日から起算して 5 年以内。

＜子ども・子育て支援金制度の創設＞ (2026 年 4 月より)

■公的医療保険 (国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度) の加入者全員を対象に「子ども・子育て支援金」の上乗せ徴収が開始された。

□改正後 : 子ども・子育て支援金の負担額は、加入している医療保険制度や所得水準によって異なる。

＜フラット 35 の改正＞ (2026 年 4 月より)

■戸建て住宅の床面積の緩和および融資限度額が引き上げられた。

□改正前 : 戸建て住宅の場合、床面積 70 ㎡以上の住宅が融資対象となり、また融資限度額は 100 万円以上 8,000 万円以下で建築費または購入価額以内。

□改正後 : 戸建て住宅の場合、床面積 50 ㎡以上の住宅が融資対象となり、また融資限度額は 100 万円以上 1 億 2,000 万円以下で建築費または購入価額以内。

＜確定拠出年金 (企業型) の改正＞ (2026 年 4 月より)

■マッチング拠出について、事業主掛金の額以下という制限が撤廃された。

□改正前 : マッチング拠出は、事業主掛金の額を超えることはできない。

□改正後 : マッチング拠出は、事業主掛金の額を超えて拠出することができる。

リスク管理

<経済価値ベースのソルベンシー比率の導入>（2026年3月31日より）

■保険会社の財務健全性を示す指標を従来のソルベンシー・マージン比率から経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）へ改定した。

□改正前：取得時の価額（簿価）ベースで評価するソルベンシー・マージン比率は200%以上が健全とみなされる。

□改正後：経済価値（時価）ベースで評価するソルベンシー比率は100%以上が健全とみなされる。

タックスプランニング

<基礎控除の引き上げ>（2026年1月より）

■合計所得金額2,350万円以下の基礎控除が引き上げられた。

合計所得金額	基礎控除額	
	改定前	改正後
132万円以下	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	—	

<給与所得控除の改定>（2026年1月より）

■給与所得控除の最低保障額65万円から74万円に引き上げられた。

給与等の収入金額		給与所得控除額	
		改正前	改正後
190 万円以下		65 万円	74 万円
190 万円超	220 万円以下	収入金額×30%+8 万円	
220 万円超	360 万円以下		
360 万円超	660 万円以下	収入金額×20%+44 万円	
660 万円超	850 万円以下	収入金額×10%+110 万円	
850 万円超		195 万円	

＜扶養親族等の所得要件の改正＞（2026 年 1 月より）

■扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正された。

扶養親族等の区分	合計所得金額	
	改正前	改正後
扶養親族	58 万円以下	62 万円以下
控除対象配偶者		
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象になる配偶者	58 万円超 133 万円以下	62 万円超 133 万円以下
勤労学生	85 万円以下	89 万円以下

＜新生命保険料に係る生命保険料控除の直し＞（2026 年 1 月より）

■新生命保険料に係る生命保険料控除について、**年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除額**は、次の表により計算する。

その年に支払った新生命保険料	控除額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料×1/2+15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料×1/4+30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

（※1）23 歳未満の扶養親族を有する者が新契約と旧契約の両方を支払った場合には、最高 6 万円の控除額が適用される。

（※2）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計額の限度額は、改正前と同額の最高 12 万円となる。

＜住宅ローン控除の拡充＞（2026 年 1 月より）

■居住年の適用期限が令和 12 年（2030 年）12 月 31 にまで 5 年延長され、借入限度額が再設定された。

区分		居住年		控除期間	控除率
		2024 年 1 月 1 日～2030 年 12 月 31 日			
		借入限度額	借入限度額 (特例対象個人)		
新築	認定住宅	4,500 万円	5,000 万円	13 年間	0.7%
	Z E H水準省エネ住宅	3,500 万円	4,500 万円		
	省エネ基準適合住宅	2,000 万円	3,000 万円		
既存	認定住宅	3,500 万円	4,500 万円	10 年間	
	Z E H水準省エネ住宅				
	省エネ基準適合住宅	2,000 万円	3,000 万円		
	その他の住宅		2,000 万円		

＜少額減価償却資産の特例の見直し＞（2026 年 4 月より）

■少額減価償却資産の特例が見直され、取得価額の上限額と中小企業者等の従業員数規定が改定された。

□改正前：常時使用する従業員数が 500 人以下の中小企業者等は、取得原価が 30 万円未満の減価償却資産について、年間 300 万円を限度に取得原価の全額を経費に算入することができる。

□改正後：常時使用する従業員数が 400 人以下の中小企業者等は、取得原価が 40 万円未満の減価償却資産について、年間 300 万円を限度に取得原価の全額を経費に算入することができる。

＜純資産価額方式における法人税額等相当額の税率の改定＞（2026 年 4 月より）

■取引相場のない株式等を評価する際の純資産価額方式の計算で用いる法人税額等相当額の税率が改定された。

□改正前：純資産価額方式で計算する際の法人税額等相当額の税率は 37% による。

□改正後：純資産価額方式の計算する際の法人税額等相当額の税率は 38% による。

不動産

＜区分所有法の改正＞（2026 年 4 月より）

■集会決議の円滑化等を図るために区分所有法の一部が改正された。

		改正前	改正後
所在不明者の扱い		—	集会決議の分母から除外
普通決議（共用部の修繕等）		区分所有者及び議決権の各過半数	出席した区分所有者及び議決権の各過半数
特別決議	一般的な大規模修繕等	区分所有者及び議決権の各 3/4 以上	出席した区分所有者及び議決権の各 3/4 以上
	建物更新（一棟リノベーション等）	—	区分所有者及び議決権の各 4/5 以上
	建て替え（耐震性不足等の特定条件下）	区分所有者及び議決権の各 4/5 以上	区分所有者及び議決権の各 3/4 以上
	建て替え	区分所有者及び議決権の各 4/5 以上	変更なし

＜不動産取得税の新築住宅に関する特例の改正＞（2026 年 4 月 1 日より）

■新築住宅の不動産取得税に関して、固定資産税評価額から 1,200 万円を控除した額が課税標準となるための床面積の要件が改正された。

□改正前：床面積が 1 戸あたり 50 m²以上 240 m²以下であること。

□改正後：床面積が 1 戸あたり 40 m²以上 240 m²以下であること。

＜固定資産税の新築住宅に関する特例の改正＞（2026 年 4 月 1 日より）

■固定資産税の新築住宅に関する税額軽減特例として、家屋の居住用部分の床面積の要件が改正された。

□改正前：家屋の居住用部分の床面積が 1 戸あたり 50 ㎡以上 240 ㎡以下であること。

□改正後：家屋の居住用部分の床面積が 1 戸あたり 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること。

相続・事業承継

＜教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の廃止＞

■直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度は、2026 年 3 月 31 日をもって終了となった。

＜取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の延長＞

■特例承継計画の提出期限が 1 年 6 ヶ月延長されて 2027 年 9 月 30 日までとなった。

特例承継計画の提出期限	提出先
2026 年 4 月 1 日～2027 年 9 月 30 日	都道府県知事

＜個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の延長＞

■個人事業承継計画の提出期限が 2 年 6 ヶ月延長されて 2028 年 9 月 30 日までとなった。

個人事業承継計画の提出期限	提出先
2026 年 4 月 1 日～2028 年 9 月 30 日	都道府県知事

以上